



## 「徳島県消費者基本条例(正式名称:徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例)」の改正案について県民の皆さんのご意見を募集します。

県では、最近よく寄せられる消費者相談の内容を踏まえて、消費者被害防止の取組を強化するため、条例の一部改正に向けて検討を行っているところです。

このたび、徳島県として条例の改正案をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい条例にしたいと考えます。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

**募集は終了しました。ご意見ありがとうございました。**

た。

### 1 ご意見の提出期限

平成21年8月6日(木) までをお願いします。

### 2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名、住所及び電話番号を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。(様式は自由です)

#### (1) 郵送の場合

〒770 - 8570 (住所記入不要) 徳島県 県民くらし安全局あて

#### (2) ファクシミリの場合

FAX: 088 - 621 - 2759 徳島県 県民くらし安全局あて

#### (3) 電子メールの場合

アドレス: [kenminkurashianzenkyoku@pref.tokushima.lg.jp](mailto:kenminkurashianzenkyoku@pref.tokushima.lg.jp)

### 3 お問い合わせ先



## Q1 何故、条例を改正することにしたのですか？


近年、新たな手口による悪質商法など、消費者の安全・安心を揺るがす事案が相次いでおり、迅速かつ厳正な対応が求められているところであります。


このため、県といたしましては、消費者がトラブルにまきこまれる事態に対処し、消費者の安全で安心な生活に資するため、条例の改正を行います。



## Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

県民の皆さんが消費者の安全で安心な生活のために、条例の中に規定することが必要と思われる事項や条例改正案の内容について、消費者被害への対応、消費者庁設置関連法等国の動向を踏まえての改正、罰則規定の創設などに関する具体的なご意見、ご提案をお寄せください。

条例改正案の概要については、こちらをご覧ください。  条例改正案の概要.pdf

条例改正案の全文については、こちらをご覧ください。  条例改正案全文.pdf

ご意見をお寄せいただくに当たって様式は自由ですが、氏名、住所、電話番号を記入してください。意見提出用紙を用意しましたので、ご利用ください。

 意見提出用紙.pdf



### Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、十分検討させていただき、可能なものについては条例に反映します。また、ご意見は取りまとめて公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんので、ご了承ください。

#### サブ文書：

サブ文書は、必ず本文からリンクを貼ってください。リンクを設定しないと、サブ文書はユーザー画面に公開されません

サブ文書のタイトルをダブルクリックすると文書が開きます。

#### サブ文書タイトル一覧：

#### サブ文書：

サブ文書は、必ず本文からリンクを貼ってください。リンクを設定しないと、サブ文書はユーザー画面に公開されません

#### サブ文書タイトル一覧：